

消防の動き

335号

平成11年1月

平成11年の新春を迎えるにあたり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げますとともに、日頃の御活躍に対して心から敬意を表し、感謝申し上げます。

我が国の消防は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、現在の自治体消防として発足してから昨年50周年を迎えたところであります。この間、関係各位のたゆまぬ御努力の積み重ねにより、組織、施設、装備等の各般にわたり着実に発展を遂げ、国民生活の安全確保に欠かせない存在となり、国際消防救助隊の海外への派遣など国際協力に関しても大きな貢献をして参りました。

昨年は、8月の豪雨、9月及び10月の台風等により多数の尊い命が犠牲になるなど各地で甚大な被害が発生したところであります。

こうした中、災害から国民の生命、身体、財産を守るといふ消防の責務はますます大きなものとなっております。災害に強い地域づくりを推進し、総合的な防災対策を強化することが強く求められております。

年頭の辞

消防庁長官 谷合 靖夫

消防庁といたしましては、地方公共団体が行う消防防災対策の強化のための取組みに対し、ハード・ソフト両面にわたる積極的な支援を行い、災害に強い地域づくりを強力に推

進することが極めて重要であると考えております。

このため、消防補助金の確保、地方単独事業に対する財源措置を図りながら、地域防災計画の抜本的な見直しをはじめ、地域の防災機能を高めるための基盤整備の推進、消防防災の広域的な応援体制の強化、自主防災組織や災害時のボランティアの活動環境の整備促進、高度防災情報通信体制の整備促進、消防団の充実強化などに積極的に取り組んで参りたいと考えております。

皆様方におかれましても、地域住民の安全の確保、これからの消防の更なる飛躍のために、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の本年益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

も く じ

○ 巻頭言.....	消防庁長官	1
○ 平成11年度消防庁広報テーマと主な行事予定について.....	総務課	2
○ 第26回日本救急医学会救急隊員部会学術総会を終えて.....	救急救助課	11
○ 平成10年（1月～9月）における火災の概要（概数）について.....	防災情報室	13
○ 平成10年度「119番の日」における行事結果（抜粋）について.....	総務課	18
○ 北から南から「開かれた消防」.....	八代広域行政事務組合消防本部 消防長 村上 輝男	22

平成11年度消防庁広報テーマと主な行事予定について

総務課

消防庁ではこのたび平成11年度消防庁広報テーマを次のとおり定め、広報活動を展開することとしました。

火災をはじめとする各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防災を自らの問題と受け止め、行動することが強く望まれます。このため人命を最優先する立場から、火災、地震、風水害等の各種災害による死傷者の発生を最小

限にとどめることを基本目標とし、8項目の年間広報重点テーマと月別広報テーマを定め、国民の防災意識の高揚を図っていくこととしています。

各都道府県、市町村におかれては、このテーマを参考に地域の実情に応じた消防広報テーマを作成され、積極的な広報を推進されるようお願いいたします。

平成11年度消防庁広報テーマ

《年間広報重点テーマ》

広報事項	要 旨
火災及び火災による死者の発生防止	火災の発生を防止するため、国民が日常特に留意すべき事項として、「火の用心のポイント」を広く国民に呼びかける。 また、火災によって毎年多くの貴い人命が失われているので、年間を通じてあらゆる機会をとらえて火災による死者の発生防止を呼びかける。
住宅防火対策の推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に、65歳以上の高齢者は、その半数を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べ極めて高い現状にある。このような現状及び高齢社会が、今後益々進展していくことを考えるとそのまま推移すれば、火災による死者が急増することが懸念される。 このような状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、国、地方公共団体、関係業界団体等の連携による住宅防火対策を、国民運動的に推進することを目的とし広報する。
放火火災予防対策の推進	放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出す必要があり、放火火災に対する注意心を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
消防団活動に対する理解と協力	消防団の充実強化を推進していくためには、消防団活動に対する国民の理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体、財産を守るため地域の消防防災の中核として活動していることを広報するとともに、消防団の果たす役割の重要性について啓発を図る。
自主防災組織等住民による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が地域ぐるみで災害に対処することが必要である。 阪神・淡路大震災では、住民がバケツリレー等により初期消火を実施し延焼を防止した例が少なくない。地域住民の防災活動が非常に重要であることが改めて認識された。 このため、住民自らによる効果的な初期消火活動や救急・救護活動等が行えるよう、より実践的な防災訓練の実施及び積極的な参加を呼びかける。

広 報 事 項	要 旨
	<p>また、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、災害ボランティアの必要性について呼びかける。</p> <p>さらに、事業所等は、消防用設備等の整備と自主防災組織等の充実を図り、日ごろから防災訓練を実施し、施設の防火管理体制の強化など自らの防災体制の強化を推進するとともに、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。</p>
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	<p>地震、風水害、火山災害による被害を最小限に食い止めるため、災害に対しての日ごろからの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発するとともに、特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
住民に対する応急手当の普及啓発	<p>傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせないことである。</p> <p>よって、住民が自ら応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関の行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>
防災まちづくりの推進	<p>地域における防災機能を向上させるためには、防災基盤等ハード面での整備を進めるとともに、地域づくりのあらゆる面に防災の視点を取り入れ、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。</p> <p>このため、住民の手による防災マップの作成や防災施設の設置など、先進的な防災まちづくりへの参加について呼びかける。</p>

平成11年度消防庁広報テーマ（月別）

月 別	平成11年度月別広報テーマ（担当課）
4	<ul style="list-style-type: none"> ①林野火災の防止（防災課） ②外出先での地震の対処（震災対策指導室） ③住宅防火対策の推進（予防課）
5	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅防火対策の推進《住宅用防災機器等の設置促進》（予防課） ②有人セルフサービス方式の給油取扱所について（危険物規制課） ③住民に対する応急手当の普及啓発（救急救助課） ④消防団活動への理解と協力（消防課） ⑤風水害への備え（防災課）
6	<ul style="list-style-type: none"> ①火あそびによる火災の防止（予防課） ②危険物の安全確保について（危険物規制課） ③石油コンビナート災害の防止（特殊災害室） ④住宅防火対策の推進《防災品の普及促進》（予防課） ⑤災害弱者対策の推進（防災課）
7	<ul style="list-style-type: none"> ①防災訓練への参加の呼びかけ（震災対策指導室） ②花火による火災の防止（予防課） ③婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ（防災課） ④津波による災害の防止（震災対策指導室）
8	<ul style="list-style-type: none"> ①台風に対する備え（防災課） ②住民自らによる災害への備え（防災課） ③天ぷら油による火災の防止（予防課）

月 別	平成11年度月別広報テーマ（担当課）
9	①9月9日は救急の日（救急救助課） ②秋の行楽期における火災の被害防止（予防課） ③地震に対する日常の備え（震災対策指導室） ④適マーク制度の普及と理解の推進（予防課） ⑤火山災害に対する備え（防災課）
10	①地震発生時の出火防止（震災対策指導室） ②国際消防救助隊に対する理解の推進（救急救助課） ③国際防災の10年に対する理解の推進（防災課） ④消防の国際協力に対する理解の推進（消防課） ⑤ガス機器による火災及びガス事故の防止（予防課）（危険物規制課）
11	①秋の全国火災予防運動（予防課） ②11月9日は「119番の日」（総務課）（防災情報室） ③住宅防火対策の推進《住宅防火診断》（予防課） ④たき火による火災の防止（予防課） ⑤住民参加による防災まちづくりの推進（防災課） ⑥危険物施設等における事故防止について（危険物規制課）
12	①雪害に対する備え（防災課） ②放火による火災の防止（予防課） ③石油ストーブなどの安全な取扱い（予防課）（危険物規制課）
1	①文化財防火デー（予防課） ②消火栓の付近での駐車禁止（消防課） ③電気器具の安全な取扱い（予防課） ④1月17日は「防災とボランティアの日」（防災課）
2	①春の全国火災予防運動（予防課） ②林野での火気の取扱いの注意（防災課） ③ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ（消防課） ④住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》（予防課） ⑤たばこによる火災の防止（予防課）
3	①3月7日は消防記念日（総務課） ②少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ（防災課） ③春の行楽期における火災の被害防止（予防課） ④防火管理の充実（予防課）

《月別広報テーマ》

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
4月	林野火災の防止	4月、5月は、ドライブ、ハイキング、山菜取り等のレクリエーションによる入山者が多く、特に林野火災の多発する時期であることから、広く国民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て防止など林野火災の予防を呼びかける。	防 災 課
4月	外出先での地震の対処	地震にはどのような場所で出会うかわからない。 商店街や地下街あるいは乗り物に乗っているときなど、外出先で地震が起こった場合にどのように行動すればよいかを周知するとともに、防災行政無線等による避難指示に耳を傾けるよう呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室

時期	広報事項	要旨	担当課(室)
4月	住宅防火対策の推進	<p>近年の建物火災による死者(放火自殺者を除く。)のうち、その約9割は一般住宅、共同住宅又は併用住宅の火災によるものである。また、高齢者層の火災における死者の発生率は、若年層に比べ格段に高く、今後高齢社会が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は、増加していくものと考えられる。</p> <p>このような動向を踏まえ、防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、住宅用防災機器等の開発普及の促進、地域における住宅防火対策推進等の必要性について広報する。</p>	予防課
5月	住宅防火対策の推進 住宅用防災機器等の設置促進	<p>住宅用消火器は初期消火に欠かすことのできないものであり、住宅用スプリンクラー設備は一層効果がある。</p> <p>また、住宅用火災警報器は、火災の早期発見に効果をあげることができる。</p> <p>そこで、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器の設置を呼びかけるとともに、維持管理上の留意点等正しい使用方法について周知を図り、火災に対する備えを呼びかける。</p>	予防課
5月	有人セルフサービス方式の給油取扱所について	<p>有人セルフサービス方式の給油取扱所が認められて1年を経過することを踏まえ、この1年間の状況及び正しい取扱いについて周知する。</p>	危険物規制課
5月	住民に対する応急手当の普及啓発	<p>傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が、適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける</p>	救急救助課
5月	消防団活動への理解と協力	<p>住民の生命、身体、財産を災害から守るため奉仕的精神をもって地域の防災に貢献する消防団員の活動を紹介し、住民の理解と協力を呼びかける。</p>	消防課
5月	風水害への備え	<p>近年、長雨や集中豪雨により、河川の氾濫等による浸水被害、がけくずれや地すべり、土石流等の土砂災害が全国各地で多発しているため、これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日ごろからの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関や防災行政無線等による気象・予警報、防災情報等の情報収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。</p>	防災課
6月	火あそびによる火災の防止	<p>火あそびは、出火原因の上位にあり、その多くは、マッチ、ライターによるものである。火あそびをなくすうえで最も大切なことは、大人の注意である。そこで、全国の家庭に対して、子供の火遊びの防止を呼びかける。</p>	予防課
6月	危険物施設の安全の確保	<p>私たちの経済生活において、危険物がいかに深く関わっており、これを貯蔵、取扱う施設の安全を確保することがいかに重要であるか認識を深めてもらう。</p>	危険物規制課
6月	石油コンビナート災害の防止	<p>石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における災害の周囲に及ぼす影響の重大性を認識し、特定事業者に対して、施設の総点検及び防災体制の再認識を呼びかける。</p>	特殊災害室
6月	住宅防火対策の推進 防災品の普及促進	<p>日常使用されているカーテン、衣類等は、大変燃えやすく、これらを防災化することによって、火災予防、人命安全の大きな「力」となることを周知させ、防災品の推進を図る。</p>	予防課

時期	広報事項	要 旨	担当課(室)
6月	災害弱者対策の推進	家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者及び社会福祉施設や病院等の災害弱者施設に係る防災対策については、全国各地で様々な取り組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。	防 災 課
7月	防災訓練への参加の呼びかけ	9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」である。地震が発生した場合の火の始末、初期消火、応急救護、安全避難等について地震時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室
7月	花火による火災の防止	夏は花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から火災などの事故が毎年多くおきているので、花火の正しい取扱いについて呼びかける。	予 防 課
7月	婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	婦人防火クラブの役割と活動状況を紹介するとともに、家庭内の防火と地域の自主防災体制の確立に婦人が果たす役割の重要性について認識を深めてもらい、婦人防火クラブへの参加を呼びかける。	防 災 課
7月	津波による災害の防止	地震が発生した場合、津波が襲来するおそれがある。 そこで、海水浴など海浜に親しむ機会の多い夏を迎えるに当たって、地震を知ったならばすぐ海浜から離れる等津波に対する知識の普及を図る。	震 災 対 策 指 導 室
8月	台風に対する備え	8月、9月の台風シーズンには、毎年各地で大きな被害が発生している。これらの被害をできるだけ少なくするため、各家庭での台風に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象・予警報にも耳を傾けるよう呼びかける。	防 災 課
8月	住民自らによる災害への備え	各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。 このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。	防 災 課
8月	天ぷら油による火災の防止	近年、出火原因として、天ぷら油による火災の件数の増加が目立っている。 そこで、天ぷら油を利用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の防止のための安全装置付厨房機器の普及及び天ぷら油による火災の消火に有効な消火器等の普及を呼びかける。	予 防 課
9月	9月9日は救急の日	9月9日は、「救急の日」である。救急医療及び救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的として実施される各種の行事等に積極的に参加するよう呼びかける。	救 急 救 助 課
9月	秋の行楽期における火災の被害防止	秋の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得（非常口の確認等）を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して防火管理についての意識の高揚を図る。	予 防 課
9月	地震に対する日常の備え	地震には、何よりも家庭や職場での普段の備えが大切である。いざという時に備えるため、日ごろから家庭や職場で防災会議を開いて話しあっておくことや、備蓄しておくべきもの、非常持出品として用意しておくべきもの、住まいの安全点検をしておくこと等について周知を図り、地震に対する備えを呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室

時期	広報事項	要 旨	担当課(室)
9月	適マーク制度の普及と理解の推進	秋の行楽期を迎え、旅館・ホテル等及び物品販売店舗等を利用する機会が増える。 そこで、これらの施設に対して実施している防火基準適合表示制度(適マーク制度)の概要と普及状況等について広報する。	予 防 課
9月	火山災害に対する備え	火山災害は、その発生の予測が困難であり、一旦災害が発生した場合には、災害の態様が多岐に亘るほか、広域化、長期化するおそれがあるなど、他の災害にはみられない特殊性を持っている。 そこで、火山災害に対する正しい知識の周知を図り、日頃からの備えを呼びかける。	防 災 課
10月	地震発生時の出火防止	過去の例から、地震で怖いのは火災の発生である。ふだんから小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室
10月	国際消防救助隊に対する理解の推進	10月6日は、「国際協力の日」である。 開発途上にある国で大災害が発生した場合に救助活動を行う国際消防救助隊も国際協力の一翼を担うものであることから、これに対する国民の理解と認識を呼びかける。	救 急 救 助 課
10月	国際防災の10年に対する理解の推進	全世界、とりわけ開発途上国の自然災害による被害を軽減するために定められた「国際防災の10年」の最終年にあたることからも、より一層の推進を図り、国際協力に対する国民の理解と協力を呼びかけるとともに、「国際防災の日(10月第2水曜日)」の周知を図る。	防 災 課
10月	消防の国際協力に対する理解の推進	10月6日は、「国際協力の日」である。 開発途上国の消防体制の充実に資するために、消防分野において実施している研修員の受入、専門家の派遣等、消防の国際協力について、国民の理解と協力を呼びかける。	消 防 課
10月	ガス機器による火災及びガス事故の防止	ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の注意不足が原因となっている。 このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知する。	予 防 課 危 険 物 規 制 課
11月	秋の全国火災予防運動	火気が多く使用される時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開して、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予 防 課
11月	11月9日は 「119番の日」	11月9日は、「119番の日」である。 119番通報の際、場所や状況を正しく言えないために被害が拡大し、現場でトラブルが発生したり、また、119番通報の遅れが大惨事につながる例もある。 そこで、適正な119番の利用を啓発するとともに迅速・的確な119番通報を呼びかけることにより「119番の日」の定着を図る。	総 務 課 防 災 情 報 室
11月	住宅防火対策の推進 <住宅防火診断>	住宅防火の推進に際しては、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。 そこで、住宅防火診断を積極的に広報し、これらの対策についての必要性を呼びかける。	予 防 課
11月	たき火による火災の防止	たき火による火災は出火原因の上位を占めている。ちょっとした不注意から火災となることが多いのでたき火をするときの注意と火災予防を呼びかける。	予 防 課

時期	広報事項	要 旨	担当課(室)
11月	住民参加による防災まちづくりの推進	地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。 このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。	防 災 課
11月	危険物施設等における事故防止について	近年増加傾向に転じている危険物に係る事故等について、事故の原因や状況等を踏まえた事故防止対策等について周知する。	危険物規制課
12月	雪害に対する備え	雪による災害の被害を軽減するためには、国民一人ひとりが雪害に対する認識をより深め、災害に対処することが必要である。 このため、雪害に関する災害事例及び防災対策を紹介し、雪害に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象・予警報にも耳を傾けるよう呼びかける。	防 災 課
12月	放火による火災の防止	近年、全出火原因のうち放火火災件数の占める割合は高く、都市部では、出火原因の最上位をしめるようになっている。 そのため、国民一人ひとりに放火火災の実態とその防止対策を周知する。	予 防 課
12月	石油ストーブなどの安全な取扱い	暖房器具、特に石油ストーブによる火災は依然ととして多く発生しており、その多くは取扱上の不注意によるものである。 このため、使い始めのこの時期に正しい使い方の周知を図る。	予 防 課 危険物規制課
1月	文化財防火デー	1月26日は「文化財防火デー」である。 かけがえのない文化財を火災から守るために関係者の意識の高揚を図る。	予 防 課
1月	消火栓の付近での駐車 の禁止	消防自動車や救急自動車の緊急通行時に対する安全の確保及び消火栓や防火水槽等の消防水利の重要性を広報するとともに、消防水利の使用が駐車により阻害されないよう呼びかける。	消 防 課
1月	電気器具の安全な取扱い	電気器具・配線の正しい使用法や、電気器具の使用開始時の点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。	予 防 課
1月	1月17日は「防災とボランティアの日」	大規模災害発生時における自主防災活動及び災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、自主防災組織及び災害ボランティアの必要性について呼びかける。	防 災 課
2月	春の全国火災予防運動	火災が発生しやすく、また、季節風等の影響により大火になりやすい季節を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開し、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予 防 課 防 災 課
2月	林野での火気の手扱い の注意	2月、3月は、ところによっては「火入れ」なども始まる時期であり、積雪地帯を除き全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期なので、農林業関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の手扱いについて注意を呼びかける。	防 災 課
2月	ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。	消 防 課
2月	住宅防火対策の推進 <高齢者の安全対策>	放火自殺者等を除く住宅火災による死者の半数は高齢者等で占められている。高齢者の安全対策について、家族や関係者が日ごろから気を付けておくべきことを呼びかける。	予 防 課
2月	たばこによる火災の防止	毎年、たばこは出火原因の上位を占めている。特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。 そこで、たばこの投げ捨て、寝たばこなどによる出火の防止を呼びかける。	予 防 課

時期	広報事項	要 旨	担当課(室)
3月	3月7日は消防記念日	3月7日は「消防記念日」である。これを記念して消防の変遷、現況等を紹介し、国民の消防に対する理解と認識を深めてもらうとともに、国民一人ひとりが防災の担い手であるという自覚を持つように呼びかける。	総務課
3月	少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	入学期や進学期を前に、少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、クラブ活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む。	防災課
3月	春の行楽期における火災の被害防止	春の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得（非常口の確認等）を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して、防火管理についての意識の高揚を図る。	予防課
3月	防火管理の充実	事業所等における防火管理に当たっては、消防計画を作成するだけでなく、これを適切に運用していくことが重要である。 そこで、それぞれの事業所の実態にあった実効ある自衛消防組織の設置と日常の訓練等の実施を中心として、防火管理の充実を呼びかける。	予防課

《行事予定》

行 事 名	概 要	時 期
消防研究所一般公開	科学技術週間（4/12～4/18）にちなみ、消防研究所を一般に公開する。	4月中旬
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	5月上旬～中旬
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が褒章を伝達する。	5月中旬～下旬
危険物安全週間	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。 また、危険物の保安に功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所を消防庁長官が表彰する。	6月6日～6月12日 （6月の第2週）
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。	7月1日
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総理大臣又は消防庁長官が表彰する。	7月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	7月下旬～8月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を総理大臣が表彰する。	9月上旬
「防災の日」 「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。	9月1日 8月30日～9月5日

行 事 名	概 要	時 期
「救急の日」及び 「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。	9月9日及びこの日を含む1週間
「国際防災の日」	「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすることが決議された。	10月13日
第47回全国消防技術者会議	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。	10月21日～10月22日
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	10月下旬
優良消防防災システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁長官が表彰する。	10月下旬
住宅防火対策優良推進組織等表彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。	11月中旬
秋の全国火災予防運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるにあたって、全国的に火災予防運動を展開する。	11月9日～11月15日
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。	11月9日
第2回全国消防広報コンクール	消防広報をもっと国民にわかりやすく理解してもらうため、全国の消防本部及び消防団の各種広報媒体の広報技術の向上を図ることを目的として、特に優れたものについては、消防庁長官表彰を行う。	11月9日
消防功労者自治大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を自治大臣が表彰する。	11月中旬
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	11月中旬
第2回全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	11月中旬
防災とボランティアの日 防災とボランティア週間	平成7年12月15日、閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。	1月17日 1月15日～1月21日
防災まちづくり大賞表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて自治大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。	1月中旬
文化財防火デー	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損した。これを契機に、民族の遺産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために制定された。	1月26日

行 事 名	概 要	時 期
消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を公開の場で発表し広く討論する。	1月下旬
春の全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるにあたって、全国的に火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるにあたって、全国的に山火事予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
消防記念日	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。	3月7日
優良消防防災機器開発・科学論文表彰式	優れた消防機器の開発等及び消防防災科学論文を消防庁長官が表彰する。	3月初旬
消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
消防関係業界功労者表彰式	消防関係業界の発展に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
少年消防クラブフレンドシップ'2000	クラブ活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬

第26回日本救急医学会救急隊員部会学術総会を終えて

救急救助課

1 はじめに

去る11月12日、13日、14日の3日間、香川県高松市の香川県自治会館、香川県厚生年金会館及びマリパレスさぬきにおいて、日本救急医学会・自治省消防庁・全国消防長会の共催で第26回日本救急医学会救急隊員部会学術総会が開催されました。

以下その概要について紹介いたします。

2 学術総会の概要

日本救急医学会救急隊員部会学術総会は、全国の救急隊員の活動の研究発表の場であり、

また、医師等医療従事者との交流の場でもある。今回は、823人の多数の参加者を迎え、ラウンドテーブルディスカッション、シンポジウム、教育講演のほか、各消防本部の救急隊員から募集した一般演題61題等の発表が3会場に分かれ講演、発表、質疑等活発な意見交換がなされました。

また、最新の救急資器材や救急自動車のメーカー展示が行われ、講演の合間には会場のそこそこで全国から集まった救急隊員による交流を深める光景がみられました。

3 各プログラムの概要

(1) ラウンドテーブルディスカッション

開会式直後に行われたラウンドテーブルディスカッション1は、弘前大学救急部の滝口雅博教授、仙台市消防局の藤橋孝彰課長の司会で「消防防災ヘリコプターを使った救急業務のあり方について」というテーマで消防本部、県、医療機関それぞれの立場から航空救急の現状と課題等について活発な議論がなされ、また、川崎医科大学救急医学の小濱啓次教授の特別発言もあり、その重要性が改めて確認されました。

また、2日目のラウンドテーブルディスカッション2では、「救急救命士の病院実習 - 救急救命士の病院実習検討委員会報告をうけて -」をテーマに、その委員会の委員長であった帝京大学救命救急センターの小林国男教授の司会で、消防本部、救急救命士養成所、医療機関の立場から救命士の病院内実習の直面する問題点等の議論がなされました。

(2) シンポジウム

「救急隊の多様な運用形態とその選択」と題して行われたシンポジウムは、愛知医科大学高度救命救急センターの野口宏教授、東京消防庁の町田広重副参事の司会で、臨床実習及び現場への迅速な医師要請体制の確立のために病院敷地内に設置された救急ワークステーションをはじめ、119番受信時の電話による応急手当指導の取り組み、搬送困難時や重症が疑われる傷病者の搬送時の消防隊との同時出勤、諸外国における取り組み等の事例を紹介し、これからの救急業務のあり方について方向性を示すような活発な議論がなされました。

(3) 教育講演

教育講演1は、愛媛大学医学部救急医学講座の白川洋一教授から「意識障害の病態からみた観察と処置について」と題して、意識障害者に対する観察時の留意事項等を

大変わかりやすく丁寧な講演が行われました。

教育講演2は、関西医科大学救急医学科の中谷寿男教授から「外傷性ショックの病態からみた観察と処置について」と題して、外傷性ショックの基本的事項から適切な処置に至るまで救急隊員として知っておくべき事項について講演がなされました。

教育講演3は、和歌山県立医科大学高度集中治療センターの篠崎正博助教授から「呼吸不全の病態からみた観察と処置について」と題して、呼吸不全傷病者の病態生理や見落とししやすいピットホールについて実践的な講演がなされました。

(4) 一般演題

一般演題は「救急活動1～4」、「救急業務1～3」、「応急手当の普及啓発」、「救急隊員の教育訓練・その他」の各分野で、日頃から研究・検討してきたことに対して61題が発表され、助言者のアドバイスや参加者の質疑等を交えて活発な討議がなされました。

4 おわりに

今回の総会は救急隊員部会の参加登録者数823人、医師部会、看護部会を含めると3,220人となりました。これは生涯学習の重要性を理解している救急隊員の熱意もさることながら、開催地消防本部である高松市消防局をはじめ香川県生活環境部、香川医科大学等関係各機関の御尽力の賜物であり、主催者の一員として厚く御礼申しあげる次第であります。

平成10年（1月～9月）における火災の概要（概数） について

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は5,791件の減少

平成10年1月から9月における総出火件数は41,111件であり、前年同期と比べると、5,791件減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,283件、林野火災は1,660件、その他火災は2,875件それぞれ減少し、一方、車両火災は16件、船舶火災は14件それぞれ増加しています。

(2) 火災による死者は36人の増加、負傷者は280人の減少

火災による死者は1,551人であり、前年同期と比べると、36人増加しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,005人、林野火災は13人、車両火災は206人、その他火災は327人の死者が発生しています。

火災による負傷者は5,459人であり、前年同期と比べると、280人減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は4,734人、林野火災は70人、車両火災は217人、船舶火災は32人、その他火災は406人の負傷者が発生しています。

(3) 火災による死者（爆発を除く）の37.3%は乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者1,544人について、年齢層別にみると乳幼児及び高齢者が、死者全体では576人（37.3%）、また、建物火災の死者1,002人においては、454人（45.3%）をしめています。

(4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は86.5%

建物火災における死者1,005人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は869人（86.5%）となっています。

(5) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「こんろ」

全火災41,111件を出火原因別にみると、「放火」5,291件（12.9%）、「たばこ」4,281件（10.4%）、「こんろ」4,179件（10.2%）、「放火の疑い」3,824件（9.3%）、「たき火」2,200件（5.4%）の順になっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみると、建物火災24,324件にあつては、「こんろ」4,113件（16.9%）、「たばこ」2,738件（11.3%）、「放火」2,629件（10.8%）、「放火の疑い」1,836件（7.5%）、「ストーブ」1,272件（5.2%）の順になっています。

林野火災1,491件では、「たき火」416件（27.9%）、「たばこ」212件（14.2%）、「火入れ」172件（11.5%）、「放火の疑い」125件（8.4%）、「火あそび」84件（5.6%）の順になっています。

車両火災5,526件では、「放火」801件（14.5%）、「放火の疑い」588件（10.6%）、「排気管」522件（9.4%）、「内燃機関」263件（4.8%）、「衝突の火花」245件（4.4%）の順になっています。

その他火災9,514件では、「放火」1,818件（19.1%）、「たき火」1,337件（14.1%）、「放火の疑い」1,267件（13.3%）、「たばこ」1,120件（11.8%）、「火あそび」684件（7.2%）の順になっています。

2 全国の概況

(1) 出火件数

平成10年1月から9月における総出火件数は41,111件で、これは、1日当たり約151件、約10分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

総出火件数	41,111件
建物火災	24,431件(59.4%)
林野火災	1,491件(3.6%)
車両火災	5,534件(13.5%)
船舶火災	101件(0.2%)
航空機火災	1件(0.0%)
その他火災	9,553件(23.2%)

また、それぞれを前年同期と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	5,791件(-12.3%)減少
建物火災	1,283件(-5.0%)減少
林野火災	1,660件(-52.7%)減少
車両火災	16件(0.3%)増加
船舶火災	14件(16.1%)増加
航空機火災	3件(-75.0%)減少
その他火災	2,875件(-23.1%)減少

(2) 死傷者数

平成10年1月から9月における死者数は1,551人、負傷者は5,459人で、これは、1日あたり死者が5.7人、負傷者が20.0人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災26.5件に1人、負傷者は7.5件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	36人(2.4%)増加
負傷者	280人(-4.9%)減少

(3) 火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	31,375棟(115棟/1日 1.3棟/件)
り災世帯数	21,883世帯(80世帯/1日 0.9世帯/件)
建物焼損床面積	1,152,580㎡(4,222㎡/1日 47.2㎡/件)
建物焼損表面積	113,964㎡(417㎡/1日 4.7㎡/件)
林野焼損面積	69,550a(255a/1日 46.6a/件)
損害額	1,185億2,479万円(4億3,416万円/1日 288万円/件)

これらを前年同期と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	7,215件(-18.7%)減少
り災世帯数	2,242世帯(-9.3%)減少
建物焼損床面積	220,286㎡(-16.0%)減少
建物焼損表面積	12,650㎡(-10.0%)減少
林野焼損面積	232,174a(-76.9%)減少
損害額	155億9,267万円(-11.6%)減少

(注)前年比較における前年数値は、その後の調査により変更があり、昨年同期の発表数値と違うものがあります。

3 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災24,431件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	9,345件(38.3%)
共同住宅	3,779件(15.5%)
工場	1,738件(7.1%)
複合用途(特定)	1,581件(6.5%)
併用住宅	1,156件(4.7%)
倉庫	852件(3.5%)
複合用途(非特定)	810件(3.3%)
事務所	552件(2.3%)
飲食店	447件(1.8%)
物品販売店舗	425件(1.7%)
その他の用途の建物火災	3,746件(15.3%)

その他の用途には、学校、旅館、神社・寺院、駐車場、遊技場、病院、社会福祉施設、公会堂、停車場、料理店、キャバレー、劇場、幼稚園、公衆浴場、図書館、航空機格納庫、スタジオ、文化財、地下街、特殊浴場等があります。

4 出火原因別にみた火災発生状況

(1) 全火災41,111件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	5,291件(12.9%)
たばこ	4,281件(10.4%)
こんろ	4,179件(10.2%)
放火の疑い	3,824件(9.3%)
たき火	2,200件(5.4%)
火あそび	1,577件(3.8%)
ストーブ	1,309件(3.2%)
電灯・電話等の配線	1,031件(2.5%)

配線器具	797件 (1.9%)
マッチ・ライター	724件 (1.8%)
電気機器	678件 (1.6%)
火入れ	670件 (1.6%)
排気管	579件 (1.4%)
焼却炉	535件 (1.3%)
溶接機・切断機	495件 (1.2%)
その他	7,622件 (18.5%)
不明・調査中	5,319件 (12.9%)

(2) 爆発を除く建物火災24,324件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	4,113件 (16.9%)
たばこ	2,738件 (11.3%)
放火	2,629件 (10.8%)
放火の疑い	1,836件 (7.5%)
ストーブ	1,272件 (5.2%)
電灯・電話等の配線	782件 (3.2%)
火あそび	770件 (3.2%)
配線器具	642件 (2.6%)
電気機器	489件 (2.0%)
灯火	393件 (1.6%)
風呂かまど	381件 (1.6%)
たき火	375件 (1.5%)
マッチ・ライター	347件 (1.4%)
溶接機・切断機	316件 (1.3%)
電気装置	250件 (1.0%)
その他	3,708件 (15.2%)
不明・調査中	3,283件 (13.5%)

(3) 爆発を除く林野火災1,491件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	416件 (27.9%)
たばこ	212件 (14.2%)
火入れ	172件 (11.5%)
放火の疑い	125件 (8.4%)
火あそび	84件 (5.6%)
放火	38件 (2.5%)
マッチ・ライター	28件 (1.9%)
焼却炉	19件 (1.3%)
取灰	7件 (0.5%)
内燃機関	3件 (0.2%)

煙突・煙道	2件 (0.1%)
電灯・電話等の配線	2件 (0.1%)
排気管	1件 (0.1%)
こんろ	1件 (0.1%)
かまど	1件 (0.1%)
その他	130件 (8.7%)
不明・調査中	250件 (16.8%)

(4) 爆発を除く車両火災5,526件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	801件 (14.5%)
放火の疑い	588件 (10.6%)
排気管	522件 (9.4%)
内燃機関	263件 (4.8%)
衝突の火花	245件 (4.4%)
たばこ	203件 (3.7%)
マッチ・ライター	183件 (3.3%)
電気装置	143件 (2.6%)
電気機器	141件 (2.6%)
配線器具	83件 (1.5%)
たき火	62件 (1.1%)
電灯・電話等の配線	42件 (0.8%)
火あそび	37件 (0.7%)
溶接機・切断機	27件 (0.5%)
焼却炉	27件 (0.5%)
その他	1,286件 (23.3%)
不明・調査中	873件 (15.8%)

(5) 爆発を除く船舶火災100件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

電灯・電話等の配線	10件 (10.0%)
溶接機・切断機	8件 (8.0%)
放火の疑い	6件 (6.0%)
たばこ	5件 (5.0%)
排気管	4件 (4.0%)
配線器具	3件 (3.0%)
マッチ・ライター	3件 (3.0%)
たき火	3件 (3.0%)
電気機器	3件 (3.0%)
放火	3件 (3.0%)
こんろ	3件 (3.0%)
火あそび	1件 (1.0%)

灯 火	1件 (1.0%)
火入れ	1件 (1.0%)
ストーブ	1件 (1.0%)
その他	21件 (21.0%)
不明・調査中	24件 (24.0%)

(6) 爆発を除く航空機火災 1 件の出火原因については、現在調査中です。

(7) 爆発を除くその他火災9,514件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放 火	1,818件 (19.1%)
たき火	1,337件 (14.1%)
放火の疑い	1,267件 (13.3%)
たばこ	1,120件 (11.8%)
火あそび	684件 (7.2%)
火入れ	417件 (4.4%)
焼却炉	256件 (2.7%)
電灯・電話等の配線	195件 (2.0%)
マッチ・ライター	149件 (1.6%)
溶接機・切断機	135件 (1.4%)
配線器具	66件 (0.7%)
電気装置	47件 (0.5%)
取 灰	40件 (0.4%)
電気機器	38件 (0.4%)
こんろ	22件 (0.2%)
その他	1,051件 (11.0%)
不明・調査中	872件 (9.2%)

(8) 爆発のみの火災155件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	18件 (11.6%)
マッチ・ライター	14件 (9.0%)
風呂かまど	8件 (5.2%)
溶接機・切断機	8件 (5.2%)
たき火	7件 (4.5%)
電気機器	7件 (4.5%)
ストーブ	6件 (3.9%)
たばこ	3件 (1.9%)
炉	3件 (1.9%)
配線器具	3件 (1.9%)
電気装置	2件 (1.3%)
放 火	2件 (1.3%)

放火の疑い	2件 (1.3%)
火あそび	1件 (0.6%)
灯 火	1件 (0.6%)
その他	54件 (34.8%)
不明・調査中	16件 (10.3%)

5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者1,551人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	1,005人 (64.8%)
林野火災	13人 (0.8%)
車両火災	206人 (13.3%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	327人 (21.1%)

(2) 建物用途別死者発生状況

建物火災における死者1,005人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住 宅	646人 (64.3%)
共同住宅	163人 (16.2%)
併用住宅	60人 (6.0%)
複合用途(特定)	33人 (3.3%)
複合用途(非特定)	20人 (2.0%)
工 場	12人 (1.2%)
倉 庫	6人 (0.6%)
病 院	4人 (0.4%)
物品販売店舗	3人 (0.3%)
飲食店	3人 (0.3%)
その他の用途の建物火災	55人 (5.5%)

その他の用途には、旅館、社会福祉施設、遊技場、駐車場、学校、事務所、公衆浴場、停車場等があります。

(3) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者5,459人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	4,734人 (86.7%)
林野火災	70人 (1.3%)
車両火災	217人 (4.0%)
船舶火災	32人 (0.6%)
航空機火災	0人 (-)

その他火災 406人 (7.4%)

(4) 建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者4,734人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅 2,253人 (47.6%)

共同住宅 827人 (17.5%)

複合用途(特定) 338人 (7.1%)

併用住宅 277人 (5.9%)

工場 267人 (5.6%)

複合用途(非特定) 184人 (3.9%)

飲食店 70人 (1.5%)

倉庫 50人 (1.1%)

物品販売店舗 49人 (1.0%)

事務所 49人 (1.0%)

その他の用途の建物火災 370人 (7.8%)

その他の用途には、病院、学校、旅館、社会福祉施設、遊技場、神社・寺院、公衆浴場、スタジオ、キャバレー、駐車場、劇場、公会堂、特殊浴場、文化財等があります。

(5) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者1,551人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

放火自殺 662人 (42.7%)

逃げおくれ 536人 (34.6%)

着衣着火 106人 (6.8%)

出火後再進入 13人 (0.8%)

その他 234人 (15.1%)

(6) 年齢層別死者発生状況

爆発を除く死者1,544人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6～64歳以下 963人 (62.4%)

65歳以上 531人 (34.4%)

5歳以下 45人 (2.9%)

年齢不明 5人 (0.3%)

(7) 複合条件による死者発生数

(a) 年齢層並びに火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

・5歳以下(爆発を除く)

建物火災 42人 (93.3%)

林野火災 0人 (-)

車両火災 2人 (4.4%)

船舶火災 0人 (-)

航空機火災 0人 (-)

その他火災 1人 (2.2%)

・6～64歳以下(爆発を除く)

建物火災 546人 (56.7%)

林野火災 2人 (0.2%)

車両火災 186人 (19.3%)

船舶火災 0人 (-)

航空機火災 0人 (-)

その他火災 229人 (23.8%)

・65歳以上(爆発を除く)

建物火災 412人 (77.6%)

林野火災 11人 (2.1%)

車両火災 17人 (3.2%)

船舶火災 0人 (-)

航空機火災 0人 (-)

その他火災 91人 (17.1%)

(b) 年齢層並びに建物用途別にみると、以下のとおりです。

・5歳以下(爆発を除く)

住宅 25人 (59.5%)

共同住宅 9人 (21.4%)

複合用途(非特定) 5人 (11.9%)

併用住宅 2人 (4.8%)

複合用途(特定) 1人 (2.4%)

・6～64歳以下(爆発を除く)

住宅 318人 (58.2%)

共同住宅 106人 (19.4%)

併用住宅 44人 (8.1%)

複合用途(特定) 17人 (3.1%)

工場 11人 (2.0%)

倉庫 6人 (1.1%)

複合用途(非特定) 4人 (0.7%)

飲食店 2人 (0.4%)

その他 38人 (7.0%)

・65歳以上(爆発を除く)

住宅 302人 (73.3%)

共同住宅 47人 (11.4%)

複合用途(特定) 15人 (3.6%)

併用住宅	14人 (3.4%)
複合用途(非特定)	11人 (2.7%)
物品販売店舗	2人 (0.5%)
病院	2人 (0.5%)
社会福祉施設	1人 (0.2%)
その他	18人 (4.4%)

(c) 年齢層並びに死者の発生した経過別にみると、以下のとおりです。

・ 5歳以下(爆発を除く)

逃げおくれ	37人 (82.2%)
放火自殺	4人 (8.9%)
着衣着火	1人 (2.2%)
出火後再進入	0人 (-)

その他 3人 (6.7%)

・ 6～64歳以下(爆発を除く)

放火自殺	549人 (57.0%)
逃げおくれ	234人 (24.3%)
着衣着火	33人 (3.4%)
出火後再進入	4人 (0.4%)
その他	143人 (14.8%)

・ 65歳以上(爆発を除く)

逃げおくれ	258人 (48.6%)
放火自殺	106人 (20.0%)
着衣着火	72人 (13.6%)
出火後再進入	9人 (1.7%)
その他	86人 (16.2%)

平成10年度「119番の日」における行事結果(抜粋)について

総務課

「119番の日」は、昭和62年の自治体消防40年を機に、住民と消防との意志疎通・相互交流の場を設けることにより、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、ひいては地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、消防と住民との結びつきを象徴するダイヤルナンバーにちなみ設定

されたものです。以来、毎年11月9日を中心に全国各地で種々の普及、啓発の行事等の取り組みが行われてきました。

平成10年度においても、全国で「119番の日」を記念する行事が実施されましたが、その実施結果は次のとおりです。

平成10年度「119番の日」における行事結果(抜粋)について

都道府県名	実施団体(消防本部)	実施日	行事等の種類・名称	行事等の内容
北海道	札幌市消防局	11/9	119コンサート	消防音楽隊による演奏会、英訳付き119通報要領リーフレットの作成配布
	羊蹄山ろく消防組合消防本部	11/9	119番通報体験訓練	少年消防クラブ員、消防関係協力機関による119番通報訓練の実施
	深川地区消防組合消防本部	11/9	消防庁舎の開放	救急救助資機材の展示及び消防通信システムを一般住民への開放説明
青森県	下北地域広域行政事務組合消防本部	11/9	校内放送による広報	管内全小中学校において正しい119番通報、いたずら防止等の校内放送の実施
	三沢市消防本部	11/1～3	消防フェア	119番通報、防災用品展示、防火診断、放水及び濃煙内脱出体験訓練等の実施
岩手県	丹沢地区消防組合消防本部	11/9	チャレンジ119km走マラソン	消防署員が陸上競技場のトラックにおいて119kmマラソンに挑戦「119番の日」をPR
	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	11/9	緊急模擬通報訓練	耳の不自由な人のため、ファックスを使った119番通報の訓練を実施

都道府県名	実施団体(消防本部)	実施日	行事等の種類・名称	行事等の内容
宮城県	富谷町・黒川地域行政事務組合消防本部	11/8	富谷町移動防災教室の開催	消防署・消防団・日赤・婦人防火クラブ及び地域住民が一体となった防災訓練の実施
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	11月中	独居老人住宅防火診断訪問	電気・LPG保安協会、ホームヘルパー及び石油関係業者等による独居老人家庭を訪問し、火気使用機器の無料点検及び修理等の実施
秋田県	河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部	11/9	「救急の日」「119番の日」標語の優秀作品表彰式	小学校4年生を対象として各種の標語を募集し、優秀作品については表彰を行う
	能代地区消防一部事務組合消防本部	11/7	119消防ふれあい広場	幼年消防クラブ員によるオープニングセレモニー、119番通報訓練、消火器使用法訓練、煙体験、消防車両展示等を設け、「119番の日」の普及を図った
山形県	鶴岡地区消防事務組合消防本部	11/9	防火サイクリングキャンペーン	市内中心街を車両及び自転車にて巡回し、防火と「119番の日」のPRを実施
	上川市消防本部	11/12	第8回山形県消防職員119駅伝大会	県内7本部10チーム(酒田、鶴岡、西置賜、東根市、村山市、川西町、上山市)参加による駅伝大会を開催
福島県	いわき市消防本部	11/8	「119番の日」いわき市消防フェスティバル	ファックス119番及び福祉ファクス展示説明(手話通訳)、ミニ消防車(しょうた号)の試乗、消防相談、エアレント展示及び非常食体験
茨城県	水戸市消防本部	11/9	119番通報訓練	災害を想定しての119番通報(大型店舗5店舗、公的機関5施設)、携帯電話からの119番通報訓練(不特定の人10名)、聴覚障害者用ファクシミリ設置者20名
栃木県	石橋地区消防組合消防本部	11/10	防火に関する意見発表会並びに防火ポスター・標語標語展入賞者表彰式	少年クラブ員による防火に関する意見発表並びに防火ポスター・標語入賞者表彰式
群馬県	前橋市消防本部	11/9～15	通信指令室の一般公開	通信指令室及び通信システムを市民に公開し、消防に対する理解と認識を深め、119番の上手なかけ方及び受信状況等を説明し普及を図った
埼玉県	所沢市消防本部	11/10	消防協力者表彰式	初期消火、119番通報、救命活動に貢献され、その功労が顕著であった協力者を表彰
	庄和町消防本部	11/8	消防祭り	煙体験、消火器を使った消火ゲーム、防災用品の展示販売、広報用ティッシュの配布
千葉県	松戸市消防局	11/3～9	消防まつり、広報	NTTと合同で一般電話、携帯電話による119番通報訓練及びパネル展示、テレホンガイドによる「119番の日」の広報及び横断幕、立て看板による広報
東京都	東京消防庁	11/9～15	マスメディアによる広報、ポスター及びチラシにおける広報	災害救急情報センターからテレビ局による生中継放送を行い、119番のしくみや通報要領等についての広報、広報用ポスター7,000枚、一般家庭向けチラシ40,000枚を作成し、119番のしくみや通報要領を広報
神奈川県	横須賀市消防局	11/6～9	各種広報、消防訓練	ポスター、広報紙、テレホンガイド、FM放送、婦人防火クラブ及び消防団員による広報、事業所と連携しての消防訓練の実施
新潟県	見附市消防本部	11/9～30	「高齢者にやさしい住まいづくり」合同研究発表展示会	高齢者の住宅内での救急事故や火災が多く発生していることから、県建築士会と合同で研究を進め「高齢者にやさしい住まい」のモデルプランを同市健康福祉センターで展示
富山県	高岡市消防本部	11/3	高岡こどもまつり	「119番の日」に関するクイズを行い、子供を媒体として広く市民に周知
石川県	金沢市消防本部	11/10	留学生を対象として防災講演会	留学生を対象に119番通報訓練
	小松市消防本部	11/9	聴覚障害者からのファックスによる緊急通報訓練	聴覚障害者の方を対象として、ファックスによる緊急通報(火事、救急等)訓練を実施
福井県	福井地区消防本部	11/9	街頭予防広報	防火小冊子の配布、消防車や救急車が参加しての消防音楽隊による市内1.5kmを防火パレード実施
山梨県	甲府地区消防本部	11/9～15	消防協力者表彰	消防活動1団体と20名を表彰
長野県	坂城戸倉上山田消防組合消防本部	11/9	防火ポスター展入賞者の表彰	小・中学生を対象とした防火ポスター展で応募総数474点の中から金賞10点、銀賞20点、銅賞30点を選定し、入賞者を表彰
岐阜県	土岐市消防本部	11/9～15	消防テレホンサービス	移動体通信119番通報のシステム案内を実施

都道府県名	実施団体(消防本部)	実施日	行事等の種類・名称	行事等の内容
静岡県	長泉町防火協会・長泉町消防本部	11/13	119番の日防災講習会	町内の各事業者より女子従業員84名の参加により4チームに分け、煙・起震車、119番通報、天ぷら油火災消火・消火器取扱い、LPガス・電気の知識と各体験コーナーを設け防災講習会を実施 聴覚・言語障害者を対象にファックスによる緊急通報と緊急出動訓練を実施し障害者が抱えている不安や障害者により分かりやすい通報メモ作りのために訓練を実施
	御殿場市小山町消防組合消防本部	11/9	聴覚・言語障害者緊急通報訓練	
愛知県	名古屋市消防局	10/24	市民消防ひろば	名古屋港ガーデン埠頭「つどいの広場」において、119番通報コーナーを開設 電力会社、ガス会社、ホームヘルパーの協力を得て、一人暮らし高齢者家庭の防火診断を実施
	豊橋市消防本部	11/12	一人暮らし高齢者家庭防火診断	
三重県	四日市市消防本部	11/9～15	テレビ放映による広報	11月9日から一週間、CTYテレビで「119番通報と救急体制」のテーマで放映 聴覚障害者を対象にファックスによる緊急通報訓練を実施
	松阪地区広域消防組合消防本部	11/9～15	聴覚障害者緊急通報訓練	
滋賀県	坂田郡消防本部	11/9	第7回SAKATA119駅伝及び119円セール協力	住民及び事業所を対象に1チーム3名で11.9kmの駅伝を行うまた大型店舗で119円の商品の販売を依頼し、「119番の日」を啓発
京都府	京都市消防局	11/9	街頭広報、ジャニーズJr.の一日消防隊長	舞妓さん5人による火災予防パンフレットの配布、消火器による放水消火訓練 ジャニーズJr.3人による「一日消防隊長」消火訓練指示、啓発グッズの配布
大阪府	大阪市消防局	11/9	ビル壁面のイルミネーション	高層ビルの壁面を利用した「火の用心」「119番」のイルミネーションにより「119番の日」を啓発 市内スーパーマーケット13カ所で119円セールのコーナーを設置し、正しい119番の使用方法及び消防全般を広報
	大阪狭山市消防本部	11/7～9	119円セールの実施	
兵庫県	尼崎市消防局	11/6,9	放送・広報	FMあまがさき及び文字放送で「119番の日」を広報 言語聴覚障害者を対象にファックスによる緊急通報訓練を実施
	龍野市消防本部	11/9～15	あんしんコール119通報訓練	
奈良県	五条市消防本部	11/9	防火ポスターの表彰	市内小・中学生を対象に募集した防火ポスター767点のうち特選作品を表彰 市庁舎等の電光掲示板で「119番の日」設定の趣旨を市民に理解させるための広報を実施
	桜井市消防本部	11/9	広報の実施	
和歌山県	和歌山市消防局	11/9	わが家の消防検査	市内の小学校全児童が消防官となり、自宅の防火診断を実施するとともに、防火について家族で話し合いを実施 地方新聞に「119番の日」を広報
	御坊市消防本部	11/6	広報	
鳥取県	東部広域行政管理組合消防局	11/8～9	パレードによる広報	消防団・幼年消防クラブと合同で防災パレードを実施 住宅防火診断先で高齢者による通報訓練を実施
	中部ふるさと広域連合消防局	11/9	シルバーホーン及び119番通報訓練	
鳥根県	大社町消防本部	11/8	火の用心ゲートボール大会	全町23チーム約200名参加によるゲートボール大会及び消火器を使用した消火訓練を実施
岡山県	岡山市消防局	11/9	一日通信指令官	一日通信指令官としてミスおかやまを招き、移動体からの119番通報転送装置運用開始するとともに、防火パレード等を実施 CATV、有線放送を活用した「119番の日」を広報
	井原地区消防組合消防本部	11/9～15	「119番の日」広報	
広島県	山県東中部消防組合消防本部	11/9～	119番通報シールの配布	正しい119番通報のかけ方を周知させるため、電話の前に貼って通報シールを全戸に配布 ボンブ車、救急車を配置した119番自転車パレード隊を編成し、「119番の日」の広報を実施
	備北地区消防広域行政事務組合消防本部	11/9	119番自転車パレード	
山口県	岩国地区消防組合消防本部	11/9～10	通報訓練	旅館業者、LPガス協会を対象に119番通報訓練を実施
徳島県	小松島市消防本部	11/10	防火宣伝(花の種の配布)	大型物販店前で少年消防クラブ員による花の種を配布し火災予防を呼びかけ
香川県	飯綾消防組合消防本部	11/9	防火広報	管内小学生の防火作文を町の有線で放送
愛媛県	上浮穴消防本部	11/8	119番通報訓練	住民を対象に119番通報の要領及び訓練を実施
高知県	高知市消防局	11/8	第8回ふれあい防火まつり	119番通報の体験、住宅防火診断、住宅防火機器の展示を実施

都道府県名	実施団体(消防本部)	実施日	行事等の種類・名称	行事等の内容
福岡県	北九州市消防局	11/9～15	動く消防署	小学校において、児童及び教職員に119番通報のしかたを指導し、消防車の出動に至るまでの流れを実際に展示 緊急通報システムの設置家庭を訪問し、ペンダント又は緊急通報ボタンによる通報訓練及び要領を説明
	飯塚地区消防組合消防本部	11/9～11	緊急通報訓練	
佐賀県	杵藤地区広域市町村圏組合消防本部	11/9	防火パレード	消防職員による防火パレード及び防火広報
長崎県	長崎市消防局	11/9	防火相談所の設置	市内に設置し、防火相談及び消火器の取扱い要領を指導 駅伝大会を実施しながら、「119番の日」及び「秋季火災予防運動」を広報
	上五島地域広域市町村圏組合消防本部	11/9	署内分隊・危険物安全協会対抗駅伝大会	
熊本県	上球磨消防組合消防本部	11/9	「119」ゲートボール大会	管内8町村の60歳以上の方を対象に町内対抗試合を実施し、試合の空き時間を利用して防火・救急等について指導
大分県	別府市消防本部	11/5	119番の正しい使い方の周知	携帯電話からの119番通報要領等のパンフレットを作成し配布
宮崎県	都城北諸県広域市町村圏事務組合消防本部	11/10	消防協力者表彰式	管内で発生した住宅火災において、発見、通報、初期消火活動等に功労のあった2団体と1個人を表彰
鹿児島県	指宿地区消防組合消防本部	11/9	防火パレード	幼年消防クラブの鼓笛隊を先頭に、のぼり等を掲げながらチラシや風船等を配布し「119番の日」、「秋季火災予防運動」の周知を図る
沖縄県	糸満市消防本部	11/9	防火パレード	市内一円を消防車両6台、消防職員23名で広報パレード

「開かれた消防」

八代広域行政事務組合消防本部 消防長 村上 輝男

八代圏域は九州西岸の中央部、南北に拓けた八代平野に位置し、九州山脈に源を發し滔々と114kmを流れる日本三急流のひとつ球磨川が海にそそぎ、西に不知火で有名な八代海を隔てて天草諸島に対しています。地形的には、管内を東西に貫流する球磨川水系と氷川水系から流下した土砂が堆積して出来た三角州が基部となり、永年にわたる干拓事業の結果形成された沖積平野であり、東の山間地と中央の平坦地、さらには西の臨海地帯へと広がっています。圏域は県庁所在地の熊本市から南へ約40kmに位置し東西50km、南北25km、総面積713.40km²、人口約158,000人、世帯数約49,000世帯で、1市、4町、3村で構成された一部事務組合であります。

管内8市町村の防災の要となる消防本部庁舎は、九州縦貫自動車道の八代インターと臨海工業地帯とを結ぶ幹線道路沿いに、機能性に優れた災害時の拠り所となる建物をめざし、平成7年4月に建設されました。将来の官庁街の先駆けになるであろうこの庁舎は、約8,000m²の敷地に、事務局、消防本部、消防署の組織をまとめ、様々な地域と連携した業務の核となるよう、庁舎には快適な執務や生活が出来るような最新の設備が設けられ、周辺の環境にあわせ、高さを低く抑えた地上2階、地下1階の本棟には整った諸施設が併設され様々な活動の場ともなるよう設計されており、その斬新なデザインは熊本県が推進するアートポリス構想に、地域の個性を活かしたゆとりと潤いのある「くまもと景観づくり」に貢献したとして、くまもと景観賞を受賞するなど、一躍、建築界の脚光を浴び、国内はもとより世界各国からの視察団があとを断ちません。また、「地域住民に開放された消防」をモットーに住民が自由に庁舎内を見学で

きて、より親しまれる施設となるよう配慮されています。

さて、当消防本部の消防行政は、昭和48年に1本部、1署、1分署、1分駐所、車両15台、職員110名をもって発足以来20年経過した現在では、1本部、2署、1分署、3分駐所、車両39台（消防車11台、救急車6台、高規格救急車1台、救急指導者1台、屈折はしご車1台、救助工作者2台、資器材搬送車1台、人員搬送車1台、3点セット（3台）その他の車両12台）救助用ボート3艘、小型動力ポンプ3台を配置し、平成10年4月現在、職員179名をもって非常災害発生に対処すべく備えています。

一般予防としては、管内の建築物の高層化、建築様式の多様化等により、災害の様相は複雑かつ大規模化の傾向を強め、消防を取り巻く環境も急激な変化を遂げてきている現状から、予防行政では専門的かつ高度な知識、技能が必要とされる状況下であり、専従員を配置し時代のニーズに応えるべく対処しています。危険物関係では、国の規制緩和推進計画により危険物規制に係る重要事項が数多く緩和処置されており、危険物に関する知識の高揚、災害予防思想の普及啓発と自主防災体制の強化を図るため、危険物従事者を対象とした研修会等を提起的に実施するなどして災害防止に努めています。また、臨海工業地域には石油コンビナート等災害防止法の指定を受けている県下唯一の八代地区特別防災区域（大島石油基地）を抱え、陸、海上の関係機関との総合防災訓練を春、夏の2回に実施するなどして、石油関連企業はもとより周辺工業地帯の災害発生防止に努めているところであります。

管内での大火災の発生件数は極めて低く抑え

ほか、レクリエーション活動、奉仕活動等が主な活動内容となっています。

以上のような活動を通じて、体験したことや学習したことが、家庭での火災予防、ひいては地域における防火・防災思想の普及に大きな成果をあげています。

平成9年中は、全国で一日に約170件の火災が発生し、一年間に約2,100人もの方々が亡くなっています。また、阪神・淡路大震災の大きな被害は記憶に新しいところですが、このよう

な火災、地震等による災害から身を守るためには、地域の一人ひとりが「自分で守る、みんなで守る」という普段からの心構えが何よりも大切であり、次代を担う少年消防クラブの皆さんの活動は、今後さらに重要なものとなっています。

火災や災害のない安全なまちづくりのためには、一人でも多くの子供達がこれらの活動に積極的に参加していただきたいものです。

春の行楽期における火災の被害防止

(予 防 課)

春の行楽シーズンとともに、家族旅行やグループ旅行等が増え、旅館・ホテル等の宿泊施設を利用する人が多くなります。しかし、このような不特定多数の人が宿泊する施設では、ひとたび火災が発生すると、宿泊者は通常その施設の構造を熟知していないために大きな混乱が起き、多数の死者を生じる大惨事にもつながるおそれがあります。

旅館・ホテル等の側は、火災を起こさないように十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊者の皆様も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など施設を利用する上での注意をよく守って下さい。

旅館・ホテル等の関係者の方は、火災の発生を防止し、安全を図るため次の対策を行うよう心がけましょう。

1 消防用設備の設置・点検

火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に役立つ設備機器として、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備等があります。万一、火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるためには、これらの消防用設備等を適正に設置し、点検に

より正常な機能を維持・管理して、常に火災に備えておくことが必要です。

また、消火器は有効な初期消火器具の一つですが、古いものは劣化等により使用に適さない状態となることもあるので点検の時に確認しましょう。

2 従業員に対する防災教育・訓練の実施

火災等、いざというときの任務分担を従業員一人ひとりが十分理解し、通報連絡、初期消火及び避難誘導を円滑に行えるよう作成した消防計画に基づいて防災教育・訓練を実施し、自衛消防活動の体制を確立しておくことが必要です。

行楽シーズンに伴い採用した臨時職員に対しても、従業員と同様に消防用設備等の取り扱い方法をはじめ、通報連絡、初期消火及び避難誘導等の防災教育を徹底することが必要です。

3 身体不自由者等の自力での避難が困難な人への配慮

身体不自由者及び高齢者等は、火災等の災害発生時において、迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等によって死傷する危険が高くなっています。このよう

な宿泊者に対しては、災害時に避難や誘導のしやすい階や非常口付近の宿泊室を割り当て、万一の際には可能な限り従業員が付き添い誘導するなどの配慮が必要です。

特に聴覚に障害を持つ方については、火災発生時の警報音が聞こえず、覚知が非常に遅れたりすることがあります。また、他の人から身体不自由者であることの確認もしにくく、特別な注意が必要です。

4 防災寝具等の使用促進

旅館・ホテル等においては、防災物品を使用することが法令により義務付けられているカーテン・じゅうたん等はもちろんのこと、寝具類等に着火した火災事例も多いことから、これらについても、火災の拡大を防止するうえで有効な防災製品を使用するようにしましょう。

旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

1 避難経路の確認

旅館・ホテル等で火災が発生した場合、宿泊者が施設に不案内なため避難経路が分からず、逃げ場を失って犠牲となる事例が多くあります。宿泊室から2方向以上の避難経路を実際に歩くなどして確認するとともに、非常用の懐中電灯や避難器具等の確認もしておきましょう。

防火管理の充実

学校、病院、工場、百貨店などの防火対象物には、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消火用設備等を設置するよう消防法第17条により義務づけられていますが、このような設備的な対策とともに重要なのが、「防

2 たばこの処理

寝たばこや吸い殻の投げ捨てなどの宿泊客のたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。寝たばこは絶対にしないのはもちろんのこと、たばこは所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。

3 火災が起きたときの対処の仕方

万一火災が起きたときは、あわてず落ち着いて、宿泊施設の誘導に従って避難して下さい。また、避難の際には煙の経路となったり止まってしまう危険があるためエレベーターは使用しないで下さい。

火災による異常な匂いや煙に気が付いたときには、フロントや近くにいる従業員等にすぐに連絡するとともに、火が小さいうのなら、近くの消火器等で初期消火を行って下さい。

4 「適マーク」について

旅館・ホテル等で玄関やフロントに表示してある「適マーク」は、その施設が防火管理等、消防用設備等及び建築構造等において一定の防火基準に適合していることを表示するマークです。もちろん、「適マーク」が表示された施設では絶対火災などが発生しないということではありませんが、建物、施設の防火安全の目安となるマークですので、旅館・ホテル等を選ぶときには「適マーク」を目安の一つとして下さい。

(予 防 課)

火管理」という人的面における対策です。いくら立派な消防用設備等が設置されていたとしても、それを操作、維持、管理等を行う人が教育訓練されていないければ、その効果を期待することはできないということです。

住宅防火対策推進協議会ホームページの開設について

(予 防 課)

1 開設の目的

住宅防火対策推進協議会では、住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、パンフレット・ビデオ等の広報資料の作成、テレビ・雑誌等の広報メディアの活用等による防火意識の高揚、住宅用防災機器等の普及促進等を図ってまいりましたが、さらに広報活動を幅広く展開し、住宅防火対策をなお一層推進していくためホームページを開設することといたしました。

2 開設日

平成10年12月15日(火)

3 アドレス

<http://www.fesc.or.jp/jbk.html>

4 掲載内容

(1) 火災の実態

我が国における住宅火災の実態を紹介

- ア 現状の報告
- イ 平成9年中統計

(2) 防火の習慣

住宅防火対策の重要なポイントを各項目ごとに紹介

- ア 日頃の心がけ
- イ たばこ
- ウ コンロ
- エ ストープ
- オ コンセント
- カ 高齢者のために
- キ お子様のために
- ク 安全チェック
- ケ 質問コーナー

(3) 防災機器等

住宅防火対策のひとつである住宅用防災機器等の紹介

- ア 火を出さない(安全調理器具、安全暖房器具)
- イ 早く知る(住宅用火災警報器)
- ウ 火を広げない(防災品)
- エ 早く消す(住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備)

(4) 防火の家づくり

火災に強い家づくりのための対策について紹介

- ア 少なくしたい居室の可燃物
 - イ 台所は内装全体の不燃化を
 - ウ 室間の壁、ドア等を耐火的なものに
 - エ 階段・吹き抜けは居室と区画する
 - オ 避難しやすい構造に
 - カ 高層住宅の環境づくり
- (5) 高齢者等対応設備設置工事割増融資制度
住宅金融公庫の割増融資制度について紹介
- (6) 住宅用防災機器等のご相談
住宅用防災機器等の問い合わせ先について紹介
- (7) 住宅防火対策推進協議会
住宅防火対策推進協議会の活動概要の紹介
- (8) 平成9年度資料
平成9年度に作成した資料を添付

- ア 住宅火災の実態について(平成9年版)
- イ 住宅防火対策のキーワードPARTV

5 その他

各都道府県、市町村、消防本部等で開設しているホームページにおいて、住宅防火対策推進協議会のホームページにリンクされているものによっては、当該ホームページからもご覧いただけます。

毎年6万件の火災が発生。

住宅火災による死者は建物火災の約9割、65歳以上の高齢者が過半数を占めています。

あなたの家の防火対策は万全ですか?

消防人キャラクター 消子ちゃん

【住宅防火対策推進協議会】

1月の広報テーマ

文化財防火デー

消火栓の付近での駐車禁止

電気器具の安全な取扱い

1月17日は「防災とボランティアの日」

ヘリコプターによる空中消火実験について

消防研究所では、ヘリコプターを活用した市街地火災における延焼阻止効果を検討するため、標記実験を実施します。

これは、大震災時において炎上中の家屋から隣接建物に延焼拡大しようとする火災を対象として、空中消火による延焼阻止の可能性を検討するとともに、街区火災から周囲の街区へ飛火延焼した火災に対する空中消火の火災抑止効果を検証するものです。

日 時 1月27日(水) 午前9時45分から午後3時30分まで

場 所 北海道苫小牧市字弁天1-17 「苫小牧東部大規模工業基地内」

共 催 北海道防災消防課防災航空室、苫小牧市消防本部、胆振東部消防組合消防本部、札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁

荒天の場合の予備日は、1月28日(木)、29日(金)です。

問い合わせ先

〒181 8633 東京都三鷹市中原3 14 1

消防庁消防研究所 庶務課(担当・吉岡)

☎ 0422 44 8331 FAX 0422 76 1545

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

本年も「消防の動き」の発刊については、昨年以上に内容を充実させて参りたいと思いますので、ご愛読の程よろしく願いいたします。

さて、消防にとって新年の最初の行事と言えば、消防出初式です。

私の地元福岡市では、平成6年から場所を福岡ドームに移し、開催日も日曜日に設定して出初式を行っています。式は、車両、分列行進で始まり、音楽隊のドリル演奏、少年消防団の演技、自衛消防隊の操法演技、救出救助訓練、消防職団員等による消防伝統演技が披露されます。

出初式終了後は、一般の方々が消防に理解を深めていただくため、ふれあい広場を設け、はしご車乗車体験等を通しての交流を図っています。

毎年、出初式を楽しみにして来られる一般の方々も増加しています。

早いもので、平成11年も半月が過ぎようとしています。消防庁に勤務する者として、今年1年が、事故や災害のない平穏な年であることを願っております。

なお、1月号から「消防の動き」が消防庁ホームページに掲載されるようになりましたので、ご覧下さい。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁 総務課

〒105 8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121